

第14回 特別展

五郎兵衛新田村にみる
“宗教”と“村落”

1994年10月11日～10月31日

学習院大学史料館

制作 学習院大学史料館

1994年10月7日

本展示は、五郎兵衛新田村を素材に、近世の社会における宗教のあり方と多様性を、その地域の特徴のうちに捉えようとするものである。

寺院や神社が、村落や住民とどのように関わっていたのか、また宗教の担い手が宗教者のみならずいかに多様であったのかを確かめたい。

五郎兵衛新田村について

五郎兵衛新田村は、信濃国佐久郡に位置する（現長野県北佐久郡浅科村）。近世初頭まで矢島原と呼ばれる「芝間」（荒地）であったが、寛永3（1626）年、市川五郎兵衛が小諸城主松平因幡守忠憲から開発許可状を得て、鹿曲川からの用水堰の開削に成功し、新田村落となった。文化11（1814）年段階での村高は706石余、家数191軒、人数は814人である。

村は南北約6km、東西約1kmと南北に細長く、南から上原・中原・下原の三集落で構成される。用水は南から北に向けて、ほぼ村を縦断するかたちで通る。また、下原の集落には、中山道が横断する。

用水開発者の市川五郎兵衛は、戦国大名武田氏の遺臣で、上野国南牧羽沢（現群馬県甘楽郡南牧村）を本拠地とする土豪であった。寛永19（1642）年には、用水開発の功績により、松平氏より五郎兵衛新田内に150石の除地（年貢免除地）をもらう。ただし市川家は新田開発の終息する寛文期には故地の上州へ帰った。

寺院

近世の寺院は、本末制度により各宗派ごとの組織に編成され、幕府からの統制をうけていた。また寺院と民衆との間は寺檀関係によって結ばれ、旦那寺による檀家の宗門改と葬儀が行われた。

ここでは具体的に、寺院と村との関係を考える。寺院創建の経緯や経営・運営のあり方が、いかにその村落との関わっているのかを確かめたい。

1、二つの寺院とその由来

五郎兵衛新田村には、二つの寺院がある。一つは浄土宗の平原山長念寺（京都知恩院末）である。長念寺の創建は明らかではないが、市川五郎兵衛が小諸城主松平氏から開発許可状をもらった翌年の寛永4（1627）年に、「矢島原之芝付」を「寺領」として下されているので、開発と同時に開かれた寺と思われる。黒印除地18石4斗6升3合を持つ。

もう一つは、天台宗の巖鉄山妙香院（上州甘楽郡星尾村吉祥寺末）である。星尾村は五郎兵衛の故地南牧の一村である他、五郎兵衛の妻の戒名が「慶真院実蓮妙香大尼」、五郎兵衛の戒名が「覚樹院巖鉄円心大徳」であることから、両者にゆかりの寺といわれている。寛文年中の創建と思われ、高1石6斗3合の土地を持つ。

長念寺・妙香院とも、五郎兵衛新田村の開発と開発者に関係の深い寺である。

2、寺院の経営 一長念寺を事例に一

寺院の運営や経営にあたっては、村が大きな発言力を持っていた。五郎兵衛新田村の場合、開発にあたった近隣村落からの入植者は、従来の寺檀関係を維持した。そのため、村落内の寺檀関係は複雑に入り組んでいる。村戸数にたいする長念寺の檀家の割合も、40%前後である。ただし、村内にある長念寺の住職の決定や、住職の交代に伴う儀式の座順には、村が大きな位置をしめていた。「什物改帳」が村役人の立ち会いのもとで作成される他、近世後期になると、住職や檀家惣代が経営帳簿を村役人に提出している。

長念寺の除地経営や諸役負担が、住職・檀家という枠組み以上に、村方に直接関わるものであったからであろう。また、長念寺は五郎兵衛新田村の成立と密接に関わり、その存在自体が村を象徴したためであろう。

【1】「進上申一札之事」享保18(1733)年4月 柳沢信哉家文書 M-9

長念寺の後任住職を、檀中が名主・組頭に相談せずに決めたことへの詫びに関する一札。

【2】「長念寺什物改帳」安永9(1780)年2月 柳沢信哉家文書 4351

什物改めは住職の交代時につくられる場合が多い。長念寺の什物帳は、長念寺が明和期に村方に多くの借金を抱えることになったため、作成されたようである。什物帳には、寺の土地・物成・仏具から住職の日常品に至るまでが書き記されている。

五郎兵衛新田村の什物帳としては、このほか妙香院・観音堂のものが数冊ある。

【3】「長念寺相続方年々取調差引明細帳」

安政7(1860)年3月、文久1(1861)年3月 柳沢信哉家文書 L-1-19,24

長念寺の諸入用・諸役銭などの支出と、除地物成などの収入を差し引きしたもので、住職や檀中が村役人にあてて差し出した帳面。安政以降、年々作られた。

神社・小社

五郎兵衛新田村の氏神は、諏訪明神である。その他、村持ちの社として、雨宮明神、社口右社、稲荷社などがあつた。さらに、組や講中・個人持ちの多くの小社がある。明和期になると、開発者五郎兵衛を祭る「真親神社」も建立される。

在村の神社は地域と深く結びつき、地域の共同体の精神的紐帯であつた。特に五郎兵衛新田村には専業神主がないため、日常的な神社の管理・運営は村方や氏子が行っていた。神社に関する多くの文書が、村方文書として残されているのもそのためである。

ここでは神社の成り立ちや経営主体の問題をつうじて、神社と村落の関係を考えたい。

【4】「諸書物手控」・「諸書物見出手引帳」寛政3年正月

柳沢信哉家文書 1355,1356

村で作成される文書は、村民の共有財産として村役人の下で管理され、必要に応じて利用された。これらは村方文書を利用・活用するための文書の出納目録である。「神事箱」があり、鎮守末社の普請や棟札の写しが入っていたことがわかる。

1、神主と村

五郎兵衛新田村には専業神主がないため、神事などは隣村八幡村の神主松田氏を頼っておこなわれた。五郎兵衛新田村は、松田氏にとっての氏子村落となる。

氏子は氏神だけではなく、氏神に奉仕する神職に対しても様々な負担をした。近世の神職が公的に幕府からの承認を得るためには、神祇管領長上吉田家などから「神道裁許状(神職免許状)」を取得する必要があつたが、そのための費用も氏子から集められた。「神道裁許状」の写しが五郎兵衛新田村に残されているのは、費用負担に対する披露であろう。

【5】「継目上京奉加帳」文政元(1818)年9月、天保13(1842)年11月

柳沢信哉家文書 4384,4376

神道裁許状は個人に対して宛てられるため、神主の代替わりにもなつて、京都の吉田家にあつたため裁許状をもらう必要があつた。その経費は氏子からの奉加(寄付)金によって賄われた。

【6】「(神道裁許状写)」天保14(1843)年 柳沢信哉家文書 M-70

身分制の時代にあつては、衣服は身分を示すものとして重要な意味を持っていた。この神道裁許状では「烏帽子・狩衣」を着用することが認められている。また祭礼の際に「法令衣冠」を着用することも許されている。

2、神社経営と開発—開発村落としての特徴—

五郎兵衛新田では、村が日常的な神社の経営・管理を行っていた。そのため「神事往還諸入用帳」をはじめとする様々な会計帳簿が残された。また、氏神や村持ちの神社の修復には、氏子から奉加（寄付）金を集めたり、捨地を開発した田畑の小作料をあてている。捨地の開発は、黒鋸（土木工事の労務者）や村方人足の請負などにより積極的に行われた。

五郎兵衛が深く帰依したという伝承を持つ伊勢信仰は、早い段階から講組織がつくられ代参が行われた。講金は、郷金などの村の金とともに集められた。

【7】「諏訪宮造立奉加帳」元禄14年9月 柳沢信哉家文書 4339

諏訪神社再建のための寄付金帳。奉加帳としては、本史料が初見である。尚、「原新田村」とあるのは、五郎兵衛新田村のことであり、このほか「矢島原新田」ともいう。「五郎兵衛新田村」の名称は、寛文期以降使われるようになるが、他の名称も併用された。

【8】「諏訪大明神再建諸入用帳」寛政11年12月 柳沢信哉家文書 4368

【9】「諏訪大明神再建無尽帳」寛政11年3月 柳沢信哉家文書 4367

諏訪神社の再建のための費用が不足したため、無尽が結成された際の史料。無尽とは互いに出し合った金銭を融通しあう、民間金融の組織である。

【10】「亥神事并往還諸入用帳」明和3(1766)年正月
柳沢信哉家文書 D-1947

神事祭礼や寺社の修復費、そのほか諸入用を記した村の会計帳簿。そのほか「祭礼入用帳」などもある。

【11】「諏訪大明神・雨宮大明神・稻荷大明神修復神免仕上帳」
寛政6(1794)年11月 柳沢信哉家文書 L-1-2

村開発地の小作料を神社修復の費用として宛てるための差し引き帳。捨地の開発が黒鋸や村方人足によって行われていることがわかる。

【12】「丑郷金・伊勢金・氷損金并夫食廿日講取立差引帳」文化14(1817)年
柳沢信哉家文書 1558

3、神社と施主

神社を誰がまつのかは、単なる信仰の問題ではなく、村内の支配や秩序を示す一つの要因となる。

開発初期の五郎兵衛新田村では、祭祀面における市川家の影響は認められない。寛永期の神社普請の施主のほとんどは、代々名主を勤めた柳沢家であった。柳沢家は市川家の譜代百姓とも、開発の始まる前からいた百姓ともいわれるが、来歴は定かではない。逆に、五郎兵衛が新田を離れて上州に移る寛文期以降、祭祀における「五郎兵衛」の位置付けが高まる。明和元(1764)年には、五郎兵衛をまつ「真親神社」も創建される。

また宝暦期になると、鎮守などの普請主体に変化がみえてくる。棟札に記載される施主は、宝暦以前は「名主」であったが、以後は「組頭」名が連記されるようになる。郷林や芝間・五郎兵衛知行地を買取・借用して、多くの小社が建立されるようになるのも宝暦期である。

これらは、村落構造の変化を考えるとときの一つの指標となろう。

【13】「(真親神社棟札写)」・「(真親霊神宣旨写)」
柳沢信哉家文書 D-1139 挿入文書

真親神社の普請に関しては、名主の市川家や堰役の土屋家と羽沢の市川家との間で書状が散見される程度で、実際の建立の契機・主体などはよくわからない。寛政期には、真親神社の参道普請も行なわれている。

「霊神」は、人霊崇拜の号である。ト部は、吉田家のこと。

【14】「村用明細帳」嘉永5(1852)年 柳沢信哉家文書 D-1139

寛永11年から嘉永5年に至る村明細書上帳の一部である。棟札は、諏訪神社・稲荷社・雨宮で、寛永期から文政期まで記される。普請の主体を知る上で、貴重な情報源である。

4、村と集落

五郎兵衛新田村は、上原・中原・下原の三集落から構成される。村内部では「三ヶ村」とも称するが、上原を「本村」、中原・下原を「枝郷」ともいう。五郎兵衛用水は南から北へ向かって流れ、開発も上原から始まったため、村の中心が上原と考えられていたからであろう。

ただし、下原は積極的に村の祭祀に関わろうとするほか、下原区有文書には、角力・狂言・獅子舞・雨乞などの幅広い祭礼行事の記録が残されている。下原には中山道が通っており、その経済的・文化的影響をうけていたと見られる。

【15】「村耕地絵図」弘化2(1845)年9月 柳沢信哉家文書 B-414

幕末期の村絵図のほとんどが、上原を「五郎兵衛新田」か「本村」、中原・下原を「枝郷」と書き上げている。

【16】「差出申一札之事」文政11(1828)年2月 柳沢信哉家文書 L-2-8

下原氏が鎮守諏訪神社の社地内に、祭礼道具を置く物置を建てたいと願った史料。翌年には村中での願い上げというかたちで許可されている。

【17】「雨乞相撲入用帳」嘉永1(1848)年7月
「金毘羅大権現・子安観世音・如意輪観世音祭礼諸入用帳」
嘉永5(1852)年3月

「獅子舞花帳」安政7(1860)年1月

「芝居花覚帳」慶応1(1865)年6月

「踊花受納帳」明治2(1869)年2月

下原区有文書 22・27・35・51・56

下原区には「薬師堂」上原区には「観音堂」があり、それぞれが地域の精神的紐帯となっていた。上原区有文書では観音堂の修復関係の文書が多いのに比べ、下原区有文書では様々な神事祭礼関係の文書が残されている。獅子舞や芝居の花帳では、近隣の村々からの奉加も多い。

— 宗教の多様性 — 特に「雨乞」を素材として —

前近代における宗教の担い手は、僧侶や神職だけではない。修験や御師もいれば、芸能的宗教者といわれる舞々・万歳・陰陽師など様々であった。

さらにいえば、神事祭礼は宗教者のみが独占するものではなく、あらゆる人々によって担われ、民衆はそれを当然のこととして受け入れていた。

ここでは「用水」を生活の基盤とする五郎兵衛新田村にとって、特に重要な意味を持つ「雨乞」神事を素材として、在村における宗教の多様性や広がりを見たい。

1、雨乞

「雨」の問題は、単に五郎兵衛新田村だけではなく、用水を利用する矢嶋村・御馬寄村も同じであった。三ヶ村で雨乞組合を作り、信濃一之宮諏訪神社・碓嶺、上州榛名山の他、戸隠山などからも神水をもらい神事を行っていた。

ただし三ヶ村組合として頻繁に雨乞が行われるようになるのは幕末になってからで、小規模の雨乞は、村内の寺院や修験を頼って行われていたようである。

【18】「二夜三日雨乞入用帳」宝暦4(1754)年7月 柳沢本也家文書339

雨乞入用帳の初見の史料。石見守(八幡宮神主)、大重院・宝寿院・福泉院(村内修験)、妙香院を頼って雨乞神事が行われたことがわかる。

【19】「組合雨乞満年心得控」文久元(1861)年6月 柳沢信哉家文書 1414

五郎兵衛新田・矢島・御馬寄の三か村で行う雨乞に関する覚書。当史料は『長野県史』(近世史料編 2巻-2、東信地方)にもおさめられている(936号文書)。

史料中の碓嶺は、碓氷峠(軽井沢町)にある熊野皇太神社であろう。上野国榛名山は榛名神社で、雨乞の神として篤い信仰を得ていた。碓嶺・榛名のほか戸隠などから雨乞の神水をもらっているが、これらはいずれも山岳修験的な神社である。

- 【20】「酉神事 井往還諸入用帳」明和元(1764)年閏12月
「戌神事 井往還諸入用帳」明和3(1766)年正月

柳沢信哉家文書 1945、1946

2、修験者(山伏)

修験道は、日本古来の山岳信仰が仏教・道教などの影響をうけて、平安時代の中頃に成立した。江戸時代には、大きくは本山派(聖護院門跡を本山とする天台宗系)・当山派(醍醐寺三宝院門跡を本山とする真言宗系)の二派があった。

修験者は、呪術を用いた実践的な活動を中心として、庶民の現世利益の希求に積極的に応えていった。雨乞などは、その代表であろう。また山河を渡り歩いた修験者の薬の知識や加持祈祷は、民間医療の一つであった。

五郎兵衛新田村には、代々居住の大重院や福寿院をはじめ、数多くの修験者がいる。修験者は村内外の小社や、個人的な神事を担ったと思われる。

- 【21】「石尊講中議定 井二名舞書覚帳」文化14(1817)年1月

小平勝幸家文書 54

石尊権現は大山の阿夫利神社(現神奈川県伊勢原市)の俗称で、修験の聖地の一つである。別名を雨降山ともいう。雨乞の靈験があるとされ、各地に講が作られて参拝が行われた。大重院は講の先達をつとめている。

- 【22】「(棟札)」安永2(1773)年11月

小平勝幸家文書 27

- 【23】「(補任状)」・「(補任状)」享保2(1717)年3月

小平勝幸家文書 5、6

修験は入峰修業の後に、門跡や院家などから院号・坊号・僧官位・袈裟などを補任され、幕府から修験として認められた。門跡とは皇子や摂家の住する特定の寺院をさす。

史料中の「若王子」は、聖護院門跡の院家で、熊野三山奉行と称し、本山派全体の補任をとり扱っていた。院家の住職には堂上貴族またはそれ同様の身分のものがなり、門跡の後見人としての役割を担うことが多かった。

裏書きにある「住心院」も、聖護院門跡の院家である。住心院は信濃国を霞(なわばり)の一つとしており、配下の修験の補任を若王子に取り次

いだ。信濃国の本山派修験は、天保2年段階で542名であり、大重院もその一人である。

- 【24】「宗門之一札」享保2(1717)年3月

小平勝幸家文書 7

近世では幕府によって、切支丹が厳しく取締られた。本一札は大重院が本山派の修験であり、切支丹ではないことを住心院が証明したものの。

- 【25】「文政十三年寅年改覚」文政13(1830)年

小平勝幸家文書 58

村内・村外で行われる祭礼日・祭主・祭神などの書留と、一人別の年齢書上などを記したもの。活動の活発さと広範さがうかがわれる。

- 【26】「修験最勝慧印三昧耶法并護摩儀軌」

「当山流修験無常用集」

「(腫れ物治療法など教本)」

小平勝幸家文書 191、193、216

「修験最勝慧印三昧耶儀軌」は、恵印法流という当山派の一法流の教典である。

「当山派無常用集」は、修験者の葬祭に関する次第書。1745(延享2)年、上野和田山の修験者鑲清が著したとされる。死者を弔うのに必要な儀礼や道具に関する解説が簡単に記されている。

大重院は本山派であるが、経典類に当山派のものが含まれていることは、在地における両派の混在性を思わせる。また本山派の修験は「同行」・当山派の修験は「袈裟下」と呼ばれるのが一般的であるが、村明細帳では二つの名称が混在している(「五郎兵衛新田村の修験者」の表を参照)。村側は、両派を明確に区分してはいなかったのであろう。

3、池坊門人「有隣軒」と雨乞

土屋家は五郎兵衛新田村において、享和期以降代々堰役を勤めた家である。堰役とは用水管理をするもので、五郎兵衛新田村においては村役人と並ぶ重要な役職であった。

また土屋家は文化期以降、三代にわたり華道の家元である池坊に弟子入りし、「有隣軒」の号を得て、華道の師匠としても活躍した。土屋家の文書をみると、華道を始めとする文芸・学術関係以外に、占いや医療関係の文書が目立つ。これは修験との類似性を示している。もともと池坊初代専慶自身が京都頂法寺（六角堂）の山伏であり、華道の起源となる供花は修験の修行の一つである。

初代有隣軒の墓碑には、「挿花術」で「請雨」たことが記されている。五郎兵衛「用水」の管理という堰役の立場が、土屋氏の修験的な側面と華道の受容に反映しているといえよう。

【27】 「（会中席免許の証）」文化3(1806)年7月 土屋芳彦家文書 20

この時同時に「（松一色・松桐伝授の証）」も免許されている。文化文政期になると、全国各地で文芸気運が高まった。池坊の門人組織もこのころ急激な成長を見せている。

【28】 「深秘花伝来小巻」・「（真之花之巻秘書一卷）」文化3(1806)年7月
土屋芳彦家文書 22、23

免許状とともに下された巻物。

【29】 「（有隣軒称号伝授の証）」・「（有隣軒を下し置く旨の書状）」
文化12(1815)年10月 土屋芳彦家文書 31、32

【30】 「七夕御花会席附」天保9年7月 土屋芳彦家文書 108

国会頭として、有隣軒の名前がみえる。国会頭は、池坊組織の上層部にあたる。

【31】 「立花生花図」 土屋芳彦家文書 1056

【32】 「（御免許）箱」 土屋芳彦家文書 1105

【33】 「書状送り箱」 土屋芳彦家文書 1103

【34】 「（席札）」 土屋芳彦家文書 1099

【35】 「（韻鏡帰納例）」文化8(1811)年4月
「（九宮八卦図）」天保7(1836)年3月 土屋芳彦家文書 27、102

占い関係の史料。「韻鏡」は中国語の音韻組織図で、「帰納」は名のりの時に文字の反切に五行を配して吉凶を判定することである。史料中の源真純は、市川五郎兵衛の子孫と思われる。

【36】 「踊念仏讃」寛政2(1790)年
「疫病流行之療法御触之写」享保8(1723)年
「（コロリなど流行病の治療法）」
「雨彦全之図」天保14(1843)年8月
土屋芳彦家文書 12、5、791、126

土屋家の蔵書には、宗教・医療関係のものも目立つ。「雨彦全之図」は、占いに関する史料に位置づけられる。

【37】 「有隣軒嘉祥墓」
初代有隣軒の墓碑の拓本

参考文献

- 伊藤一明『五郎兵衛と用水』（信州農村開発史研究所、1982年）
 大石慎三郎『近世村落の構造と家制度』（お茶の水書房、1968年）
 斉藤洋一『五郎兵衛新田と被差別部落』（三一書房、1987年）
 宮家準『山伏—その行動と組織—』（評論社、1973年）
 森谷尅久「家元制度とその組織—池坊を中心にして—」（『歴史公論』4-4、1978年）
 高野昭之助『石仏』（信州農村開発史研究所、1989年）
 高埜利彦『元禄・享保の時代』（『集英社版日本の歴史⑬』、集英社、1992年）
 藤巻直子『近世の村落文化形成とその担い手』（学習院大学1994年3月提出、卒業論文）
 米山一政「信濃皆神山の修験」（鈴木昭英編『富士御嶽と中部霊山・山岳宗教研究叢書9』、名著出版、1978年）
 『図説いけばな大系』（角川書店、1970年）

ほか

協力

五郎兵衛記念館・信州農村開発史研究所・集英社

《M-9》

進上申一札之事

一此度長念寺後住之儀、拙者共無念以御名主・組頭中江御相談不仕、
 内証相極候段、無調法仕候得共、貴寺様御訴訟ヲ以、村中一統御
 和談被下候様ニ被成被下忝奉存候、自今以後者御相談可仕候、以
 上、

長念寺且中名代

上 源 八 ㊦

中 七左衛門 ㊦

下 善兵衛 ㊦

享保十八年
丑ノ四月

同所組頭

伝左衛門 ㊦

同所 文四郎 ㊦

妙香院様

右之通り、長念寺且中ノ拙寺方江一札請取御無心仕候上者、一統ニ
 御相談可被下候、以上、

妙香院 ㊦

御名主
組頭衆中

《D-1355》

寛政三年
諸書物手引控
亥正月

所左衛門

（本文中略）

神事箱

寛永廿一ノ
一鎮守末社御普請、社地之訳、棟札写、神事一件入、

《4376》

文政元歲
繼目上京奉加帳
寅九月日 松田勝之進[㊦]

覚
一初四升 久右衛門
一同四升 安右衛門

(中略)

〆 壹石九斗五升
但シ 三俵也升口斗五升切れ
外錢十式文 孫兵衛後家

右者三ヶ年之積り、勸化被仰聞候得共、年限長ク相成候てハ少々之義故、御為ニ茂宜有之間敷奉存候故、三ヶ年分当年壹ヶ年ニ相集書面之初俵数ニ致シ差上申候間、御請取可被成候、尤小麦之義者、来夏取立遣可申候間、左様ニ御承知可被成候、以上、

一小麦貳升 久右衛門
一同貳升 年 藏

(中略)

〆 小麦壹石貳升

右之通り勸化取調、三ヶ年年分、当年相渡り不殘相済申候、以上、
卯七月六日遣

立合
文左衛門
吉左衛門

《M-70》

(包紙)

八幡神主^{繼目}御写
法令

松田石見正
藤原朝規

天保十四卯年
七月写之もの也

名主
所左衛門

(本文1)

信濃国佐久郡八幡村神明、矢島村八幡宮、原新田村諏訪大明神、三

社神主松田石見正藤原朝規、着風折烏帽子・狩衣、任先例専守社職
格式可抽太平精祈者、神道裁許状、如件、

天保十四年三月一日

神祇管領長上侍從卜部朝^巨 良芳 印

(本文2)

信濃国佐久郡八幡村
神明及三社神主
松田石見
藤原朝規

右当社祭禮六月十日、七月廿四日・廿五日、八月十五日、一日法令
衣冠着用之事、所被許如件、

天保十四卯年三月

神祇管領長上家
公文所 印

《M-4367》

寛政十一巳未年
諏訪大明神再建無尽定書帳
三月十三日 連中立会

覚
一金壹兩 午十番 所左衛門
一 " 丑六番 吉左衛門

(中略)

〆 金拾兩

無尽定書之事

右者鎮守諏訪大明神再建ニ付、勸化等いたし候処、都合金不足ニ付、
兩年發起ニ相企連中立会相談議定仕候ハ、發起ノ終年迄壹割五分懸
崩シ仕候筈相極申候、

一連中会合之義ハ始終役元ニ而興行仕、一向振舞ケ間敷義且不仕候、
相談仕候、

一八年目ノ割過有之候分、金貳分、

内金壹分ハ 四番へ取 貳朱ハ 善兵衛江返ス
貳朱ハ 九左衛門江返ス
" 壹分ハ 八番 取 永六十式文五分 文之助江返ス
永六十式文五分 勘左衛門江返ス
貳朱ハ 喜右衛門江返ス

一九年目割過

内金壹分ハ 五番へ取 貞治郎江渡ス
〃〃 壹分ハ 九番へ取 式朱ハ 常右衛門江渡ス
式朱ハ 源左衛門江渡ス

一十年目過金

内金壹分ハ 六番へ取 吉左衛門江返ス
〃〃 壹分ハ 四番へ取 四百六十六文 善兵衛江返ス
五番 四百六十六文 九左衛門江返ス
式朱ハ 定二郎江返ス

一十一年目過金

内金壹分ハ 七番へ取
〃〃 式朱ハ 六番へ取

右之通り連中立会相談仕候、終年迄可違変仕間敷候、仍如件、

寛政十一巳未年三月十三日

(後略)

《L-2-2》

寛政六年
諏訪大明神
雨宮大明神 修復料神免仕上帳
稲荷大明神
寅十一月吉日 名主
弘化三年十一月改別帳ニ相成 所左衛門

諏訪大明神
雨宮大明神 神免地之事
稲荷大明神

一名所西米田従前々捨地有之、田地開き候而も、水保かたき場所ゆへ、捨地ニ致置候由申伝候得共、安永九子年村中相談之上、尾州名古屋之墨鉄孫六与申者、金子四兩壹分ニ而渡シ開発致候、翌天明元丑年(7)小作ニ入候得共、麓田地馴不申、辰年迄四年之内免附なし、天明五巳より八年季ニ小作ニ入、老年ニ米九斗宛年々歩初値段ニ而代金請取申候而、年々神事入用ニ引申候、

一名所井五澤ニ捨地有之候処、天明元丑(7)辰年村方人足請負ニ而、金壹兩式朱余ニ而開発致候処、至麓田ニて丑(7)辰迄免附なし、天明元巳(7)子迄八年季ニ小作ニ入、米式升宛相定、年々歩初値段ニ

而右代金請取申候而、年々夫錢帳ニ而神事入用引申候、

一山ノ田池下捨地有之、前々馬捨場ニ致置候処、天明六年村人足請負ニ而、金壹兩式歩ニ而開発致候、天明七未(7)寅迄八年季ニ、米壹斗五升ツ、歩初値段を以年々請取、夫錢帳ニ而神事入用ニ引申候、

一往還南芝地従前々用水芝切場ニ御願下ケ致候処、往還長雨之節ねば土ニ而大ふ幅ニ相減、不通用之節、片平之屋敷ニ而者道繕相成兼、平日難儀致候、然処此辺一統相談之上、芝切場少し相減、屋鋪致させ、以来双方ニ而道繕候管、天明三卯年間口八間式尺・奥行拾四間、壹軒前ニ致し、年々錢式百文ツ、請取、夫錢帳ニ而神事入用ニ引申候、

一名所西中田捨地有之候処、寛政四子年開発致し、大麦壹斗四升蔭之畑ニ相成、同寅年(7)小作米八升ツ、歩初値段ニ而代錢請取、夫錢帳ニ而神事入用ニ引申候、

右地所安永七戌年、切添切開発御改 笹川運四郎様御見分之節、薄地ニ而用立不申段申上候得ハ、御捨地ニ被仰付候、場所開発致、掛水等手段を以年を経り候得ハ、地味も少ハ相直り小作付ニ相成、寛政五丑暮(7)前文之通、神事入用帳尻ニ而年々引申候得共、此度村中心願之趣意ハ為郷中繁栄長久、鎮守 御本社 再建立致、猶又永代大々神樂執行致度、依志願ニ当寅暮(7)小作米代金無尽廻シ致置、右立願成就之基可仕管、其節不足之分者村中不限大小ニ、時宜ニ随ひ神納致立願成就仕度、一統相談之上相極申候、然上八年々此帳面ニ仕上致置可申候、為念惣役人連印、仍如件、

寛政六寅年
十一月

名主
所左衛門 ㊦

組頭
吉左衛門 ㊦
(六名中略)

百姓代
市左衛門 ㊦

(以下略)

《D-1139》

真親靈社之儀、明和元申年五郎兵衛殿、金式分被出無尽ニ掛、村方役人世話致相廻し、明和三當時宮造立、其後鳥居も相立候節之羽沢(7)之書翰折り数通有之、当寅十月神官之願松田宮内上京之上奉金六

両余ニ而頂戴被致候由、右宣旨之写、

宗源 宣旨

真親靈神 真親亡魂

右宣授靈号者神宣之状如件、

寛政六年 神部老岐宿禰奉
寅十月廿一日

神祇道管領卜部朝臣 書判

《L-2-8》

差出申一札之事

下最寄ニ而年来心掛候者、鎮守諏訪明神祭礼之節相用候灯籠幟竿等社地離候場所故、右品置場無之ニ付、今度最寄ニ而物置場拵度村役元江申立、雨浚之小屋をしつらい入置申候、尤外々之儀ニ者決而相用間敷候、休日子供たり共打寄決而遊場等ニ致間敷候、万一心得違ニ而新規之儀等ニ相用候ハ、早速取片付被仰聞次第其節違背申間敷候、然上者郷地之内南之角少々御無心仕、建置、且又後年至故障等有之候ハ、早速取払可申候、依之一札差出置之処、如件、

文政十一年
子二月

最寄世話人惣代
金左衛門 ㊦

同断
三右衛門 ㊦

同断
文右衛門 ㊦

御役元

《柳沢1414》

「文久三亥年四月七日照始メ」

文久元酉年六月吉日改
組合雨乞隔年心得控

酉 当年五月五日照始メ、七月四日昼迄雨ふり候、日数六拾日之内照続至而難洩仕候、尤七月四日始メ十二日迄日々夕立有之、畑方ハ湿り後れニ而干痛ニ成候得共田方ハ十分の年与銘々安堵仕候、

覚

三ヶ村組合雨乞之儀者ハ、先年ハ順番隔年ニ致来候得共、年毎之定式ニ無之事故、当番失念区々之儀無之様、当年ハ相改控帳拵置候間、其時々見合せ取計ヘ可申候、以上、

先年ハ三ヶ村雨乞御神水相願候場所ハ、当国一之官諏訪并碓嶺・上野国榛名山江飛脚差立、何れも御神水・祈念料共金百疋つゝ差上ヶ来り候例、右ニ付当番村江外式ヶ村ハ金百疋宛持参、井酒式升・錫壺位添ル位通例ニ而、其余賄入用・両神主江初穂鳥目式拾疋つゝ共ニ、当番村引請致候事也、

賄之儀者吸もの壺度、取肴三つ物式通り、其外肴三品位ニ硯蓋壺度位ニ而昼飯出し候例也、

村方ハ役人自番ニ而立会候例、両村ハ名主ニ組頭 百姓代 老人、兩人つゝ立会候、修験不立会候事、

御札之儀者、何れも三枚つゝ請、壺ヶ村江壺牧つゝ配分之例也、当酉年五月五日照続き、次第ニ早魃ニ付、六月十七日村方当番ニ而諏方江遣候、尤両村江談事之上、

(後略)

《小平5》

院号御免之事、
被聞召訖、不可有子細旨
三山奉行若王子御房所被
仰出也、仍執達如件、

享保二年三月廿二日

法橋美礼 (花押)
法橋定応 (花押)

信州佐久郡五郎兵衛新田村

大 重 院

(裏書)

洛陽新熊野別当住心院前大僧正霞下故、令裏書畢、

㊦

法橋玄秀㊦
法橋周清㊦

《小平6》

桃地結袈裟御免之事、
被聞召訖、不可有子細旨
三山奉行若王子御房所被
仰出也、仍執達如件

享保二年三月廿二日

法橋美元 (花押)
法橋定応 (花押)

信州佐久郡五郎兵衛新田村

大 重 院

(裏書)

洛陽新熊野別当住心院前大僧正霞下故、令裏書畢、

㊦

法橋玄秀㊦
法橋周清㊦

《小平54》

丁文化拾四年
石尊講中儀定并二名舞書覚帳

丑ノ正月吉日

中原
講中

定

一此度石尊講中企、中間一統相段仕候上者、執行精出し仕候而少成
共金子出来次第中間一統相談之上利足之儀ハ、年中卷割金ニ而可
然御方江相預ケ廻金ニ可仕候、末々ニ至り金子余分ニも相成候ハ
ハ、一統相段仕候而田地成共相求、其上企金卷両式分ニ茂相成候
ハハ、年々引鬮ニ相当り候もの式人宛 代参相立、講中之内一
廻相濟候ハハ、又々一統鬮ニ可仕候、後々ニ至り加様之儀定仕上
ハ、違変仕間敷候、
一右講中之内ニ而何事ニよらず難義等出来仕候ハハ、一統助合可仕
候、其外不幸之節も講中相寄無滞取納可申候、
一講中人数之義ハ、当正月限り、跡々ニ而ハ卷人タリ共中間一圓仕
間敷候、
一執行之儀ハ、無拋用事等有之候ハハ、聞たゞし申候之上、相除執
行可仕候、
一日待之儀ハ、毎月廿七日之夕講中之内ニ而打寄信仰可仕候、其節
奢ケ敷儀なく匱参ニ而日待可致候、
一代参之義者、先達大重院并手倍之人兩人ニ而代参可仕候、
書面之通右様相定候上者、何様之不足有之候ニ而も口論無之様惇
敷可仕候、名舞之義ハ何様之難義等有之候而も、末々ニ至り一圓
売買仕間敷候、以上、

文化十四年

丑正月吉日

中原講中

覚

先達

大重院

喜惣右衛門㊦

(他八名)

ノ九人

《小平7》

宗門之一札

大重院儀、京都六角住心院前大僧正手下天台宗門山伏ニ而御座候、
他所ノ御法度之切死丹之由申出候者、何時ニ而茂本寺ノ其明メ可仕
候、為其一札如件、

享保二丁酉年廿三日

住心院前大僧正内

内藤兵部法橋^印

村井宮内法橋^印

信州佐久郡前山村御役所
増田太兵衛様御内
御役人中

《土屋20》

(包紙)

土屋彦左衛門殿

(本紙)

会中席^印

右依華道執心

免許畢、不可

有懈怠者也、

洛陽六角堂

池坊

文化三寅年 專定 (花押)

七月七日

^印

信州

土屋彦左衛門殿

《土屋31》

(包紙)

土屋彦左衛門殿

(本紙)

有隣軒^印

右依華道執心

許容畢、永可

有称号者也、

洛陽六角堂

池坊

文化十二亥年 專明 (花押)

十月十五日

^印

信州

土屋彦左衛門殿

《土屋32》

(包紙)

土屋彦左衛門殿

(本紙)

有隣軒

右者為御土産被下置候、追而御免状差下可申候、以上、

文化十二乙亥年

十月廿一日

池坊花方役僧

三枝房

秀琳 (花押)

信州

土屋彦左衛門殿

《土屋126》

雨彦全之図

不出来ニ御座候、

天保十四卯八月中旬、肥後国熊本海中に毎夜猿の如くの声にて人を呼、同家中柴田五郎衛門与申人見届候処、我者あまひこと申者、此海中にすむ也、今年より六ヶ年の間豊年、乍去病人多く人六分通り死すべき也、我姿を見る時ハ其難を遁れ候まし、姿をうつし諸国へしらしむべしと申て、海中にしつミ入ル、

《拓本》

有隣軒嘉祥墓

印

経日、信為道元功德之母誠哉此言也、能信而修道、則必至妙至妙、則雖一枝一芸必以感動天地也、不可誣也、矣信州佐久郡五郎兵衛新田村土屋彦左衛門者、挿花者流也、受業京師六角堂池坊而、信修二十年一日也、己得其道被任国中師、表号云有隣軒嘉祥、天保丁酉夏大旱不雨凡五十日余日也、田疇苗稼将枯万民憂之、干天于地請雨頻也、嘉祥亦與而勇為哉日謂門人曰、吾挿花術雖一小枝亦有祈雨法令予行之如何、皆曰可也、於是于就于邨社洗清瓶器而挿草花及松竹、其態特有似龍蛇者其幹直而高也、有飛上天之氣、其枝横而斜也、有躍截流勢、其葉蒨而重也、有怒逆鱗形其作為咸有法不紊挿了也、自浄水薰香以考備浄凡而祭必如在矣少亂、電飛雷走油然雲起沛然雨下淳然苗興矣、郷人觀之折然相喜、厚謝嘉祥徳也、嗚呼盛哉、信為功德

之母、今又於嘉祥見之、今茲、天保巳亥五月朔且病而亡、矣壽七十
三、其同門咸德將樹碑謁弔、予乞記歲於百因聊書其所見聞而忘需系
銘銘曰、挿花之術神人憾忘流芳千載名實騰騰、

現天童師觀老衲撰 印